

国王尚豊の、進貢のため正議大夫林国用等を遣わす符文

(一六三六、一〇、八)

琉球国中山王尚(豊)、進貢の事の為にす。

崇禎七年(一六三四)十一月二十八日、聖旨を承准し、此れを欽む。欽遵して、此の為に奉行す。茲に当に貢の歳期に該り、今特に正議大夫・使者・都通事等の官の林国用等を遣わし、表箋文各一通を齎捧せしむべし。二船に分駕し、方物の馬十四・生硫黄二万斤・螺殻三千個を幫載し、福建等処承宣布政使司に前赴して告投し、起送して京に赴き進貢す。抛りて差わす員役は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。王府、今仁字第四十一号半印勘合符文を給して都通事金応元等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘の去処の験実に遇わば、即便に放行し、留難し遅悞して便ならざるを得しむる母れ。須らく符文に至るべき者なり。

計開 赴京の

正議大夫一員 林国用 人伴十名

使者一員 支紹哲 人伴五名

都通事一員 金応元 人伴五名

右の符文は都通事金応元等に付し、此れに准ぜしむ

附搭の土夏布二百匹

崇禎九年(一六三六)十月初八日給す

符文

注*本文書の「計開」の後に続く人員の表記には欠落があると思われる。対応する執照〔三三二一五〕〔三三二一六〕を参照のこと。

(1) 崇禎七年：聖旨〔〇四〇九〕を参照。三年兩次の朝貢を命じたもの。

1-26-29

国王尚豊の、進貢のため紫金正議大夫蔡堅等を遣わす符文

(一六三八、一〇、二〇)

琉球国中山王尚(豊)、進貢の事の為にす。

聖旨を奉ずるに、三年兩次に朝貢せよ、とあり。此れを欽む。欽遵して、案照するに、崇禎十一年(一六三八)は例として歳期に該り、理として合に進貢すべし。此の為に今、特に紫金正議大夫・使者・都通事等の官の蔡堅等を遣わし、表・箋・咨文を齎捧し、前来して進貢せしむ。因りて海船二隻を備え、每船に煎熟硫黄六千三百斤・馬五匹・海螺殻一千五百個等の方物を載運し、福建等処承宣布政使司に前赴して投通し、起送して京に赴く。抛りて差去する員役は、並びに文憑無くば誠に所在の官軍の盤阻して便ならざるを恐る。理として合に符文を給發して以て通行に便ならしむべし。此の為に、王府、今、仁字第四十五号半印勘合符文